

保護者の皆様へ

愛媛県立松山商業高等学校

愛媛県高等学校等奨学のための給付金の申請について

愛媛県では、授業料以外の教育費の負担軽減を図るため、次の要件を満たす高等学校等の生徒の保護者に対し、「奨学のための給付金(返済不要、申請必要)」を支給しています。申請を希望される方は、申請書類を事務室まで取りに来られるか、もしくは、本校のホームページより申請書類をダウンロードして使用し、期限までに申請してください。

なお、支給要件等の詳細は、別添の「【お知らせ】令和6年度愛媛県公立高等学校等奨学のための給付金支給申請等に係る手続きについて」をご確認ください。

記

1 支給要件

次の(1)から(3)のすべてを満たしていることが必要です。

- (1) 保護者等が愛媛県内に住所を有している
- (2) ア若しくはイに該当する世帯である

ア (通常)保護者等全員の令和6年度(令和5年分)所得に係る県民税所得割及び市町民税所得割の合計額が非課税の世帯(生活保護受給世帯を含む。)

イ (家計急変)令和5年1月以降に家計が急変(保護者等の失職、倒産、死亡、離婚等)し申請時においてもその状況が継続しており、保護者等全員の県民税所得割及び市町民税所得割の合計額が非課税である世帯に相当すると認められる世帯

- (3) 当該生徒が基準日(令和6年7月1日)に本校に在学している

※ 詳細は、本校のホームページに掲載しますのでご確認ください。

〔 事務課より⇒就学支援金・奨学のための給付金⇒愛媛県高等学校等奨学のための給付金 〕

2 申請書類

7月19日(金)以降、事務室へ取りに来られるか、もしくは、本校のホームページよりダウンロードして使用してください。事務室での用紙配布の期限は7月31日(水)までとします。

取りに来られるのは、生徒でも保護者の方でもかまいませんが、窓口で「通常申請」又は「家計急変申請」の別を伝えてください。

なお、家計急変申請の書類は、事務室での配付のみとします。

3 提出期限

令和 6 年 8 月 8 日(木)

4 提出先(封筒に入れて提出してください。)

〒 790-8530 松山市旭町71番地

愛媛県立松山商業高等学校 事務室

TEL 089-941-3751